

船舶事故調査報告書

平成27年4月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年10月27日 05時38分ごろ
発生場所	沖縄県那覇市那覇港 那覇港新港第1防波堤北灯台から真方位064°570m付近 （概位 北緯26°15.33′ 東経127°39.78′）
事故調査の経過	平成26年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 まさ丸、3.8トン ON3-20625（漁船登録番号）、個人所有 10.17m（Lr）×2.40m×0.82m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、昭和63年1月10日 第296-9325号（船舶検査済票の番号） B クレーン台船 第三金剛 ^{こんごう} 、約630トン なし、有限会社竹建設 35.0m×17.0m×3.0m、鋼 機関なし、平成7年（建造年）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年8月16日 免許証交付日 平成22年10月12日 （平成27年11月23日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 2人（船長A及び釣り客A）
損傷	A 船首部に破損、錨台に曲損 B なし
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客3人を乗せ、0.5海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室囲壁に取り付けられた作業灯4個を点灯し、平成26年10月27日05時30分ごろ那覇港那覇北マリーナを出港した。 船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛け、約10ノットの速力で手動操舵により那覇港 ^{やまとくち} 倭口に向けて西進し、内防波堤の手前に達した頃、レーダーで右舷船首方の港内にB船を確認し、また、紅灯を見せて

	<p>徐々に左転しながら倭口に接近する船舶を認め、那覇港浦添ふ頭に向かう入港船と思った。</p> <p>A船は、内防波堤を通過後、船長Aが倭口を東進中の入港船に目を向けながら同船の進路を避けて徐々に右転したところ、05時38分ごろA船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 A船</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 B船</p> </div> </div> <p>船長Aは、那覇北マリーナへ引き返して釣り客4人を下船させた後、B船に向かい、衝突箇所の確認に当たった。</p> <p>B船は、無人で那覇港内に錨泊中、A船と衝突した。</p> <p>船長Aは、頭部打撲及び前頭部挫創、釣り客Aは、左前頭部打撲、同挫創、左耳介挫創及び頸椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約4m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：06時34分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、出港した頃、釣り客4人が両舷の前部及び後部甲板において釣り道具の用意をしていたので、作業灯を点灯していた。</p> <p>船長Aは、本事故後、B船の標識灯の明かりがA船の作業灯の明かりに紛れ込み、気付かなかったのかもしれないと思った。</p> <p>船長Aは、入港船の動向が気になって目を向けていた。</p> <p>船長Aは、病院での受診後、海上保安部に事故発生の通報を行った。</p> <p>釣り客Aは、右舷後部甲板に置いた道具箱に座っていたところ、衝突の衝撃で手洗い用の水道の蛇口に頭が当たって負傷した。</p> <p>B船は、26日の夜間に錨泊したが、その際、付近には既に4～5隻の錨泊船がいたので、B船が最も航路筋に近い場所に錨泊した。</p> <p>B船は、右舷船尾から錨索を伸出し、本事故当時の船首は南西方を向いていた。</p> <p>B船は、両舷船尾及び右舷船首にそれぞれ橙色の点滅式の標識灯(海面からの灯光の高さは、約2.2mと約3.3mであった。)を掲げていたが、左舷船尾の標識灯は、消灯していた。</p> <p>B船の衝突箇所には、防舷物としてタイヤがつり下げられていた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、那覇港を倭口に向けて西進中、船長Aが、倭口を東進中の入港船に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に向けて航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、東進する入港船の動向が気になったことから、同船に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の作業灯をつけていたことから、B船の標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、那覇港において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが、倭口を東進中の入港船に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りは、一方向のみに集中せず周囲の見張りを適切に行い、変針する際は、変針方向を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

